

滋賀県

特別高圧電力料金 負担軽減支援金 (第4弾)

のご案内

特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を対象として、
エネルギー価格高騰に伴う負担軽減を図るため、支援金を給付します。

受付期間

令和8年10月13日(火)~11月20日(金)

対象期間



直接受電事業者
第11期
間接受電事業者
第10期

令和8年

7月~9月使用分

支援額



令和8年7月分・9月分 令和8年8月分

1.8円/kWh 2.3円/kWh

「支援対象事業者(申請者)」

直接受電事業者

滋賀県内の事業所等において、特別高圧電力の供給を受けている
中小企業者等。

主な対象者 工場等



電力会社

特別高圧
電力供給
→
←
電気料金
支払い



工場など

間接受電事業者

特別高圧電力の供給を受けている滋賀県内の施設に事業所等を
有している中小企業者等。

主な対象者 商業施設やオフィスビルに入居するテナント等



電力会社

特別高圧
電力供給
→
←
電気料金
支払い



商業施設
オフィスビルなど

電力供給
→
←
電気料金
支払い



商業施設・オフィスビルなどに
入居するテナント店舗など

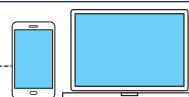
申請方法

原則として専用WEBページから申請してください。

オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。
申請書などは専用WEBページからダウンロードできます。

<https://jimukyoku.site/shiga/tokubetsukouatsu/index.html>

専用WEBページ



9月30日より
閲覧可能

※いずれも滋賀県内の事業所等が対象です。

Q&A よくあるご質問

その他の Q&A の詳細については
二次元コードよりご覧いただけます



Q1 「特別高圧電力」とは、何ですか？

A. 特別高圧電力とは、電圧が7000Vを超える電力の供給区分です。

Q2 中小企業者の定義は何ですか？

A. 中小企業基本法に定める中小企業者は以下の表のとおりです。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q3 当社がテナントとして入居している建物は、特別高圧電力を受電していますか？

A. 事務局では特別高圧電力の受電の有無は分かりかねます。
お手数ですが入居されている施設の管理者にご確認ください。

Q4 県内に複数の事業所（店舗等）がありますが、申請は事業所ごとに行う必要がありますか？

A. 申請は事業者単位で行ってください。
1回の申請で複数の事業所等をまとめて申請できます。

Q5 申請時の添付書類は、申請のたびに毎回提出する必要がありますか？

A. 初回申請時から変更のない添付書類は、2回目以降の申請で再び提出していただく必要はありません。ただし、電力使用量を示す書類は毎回提出していただく必要があります。
詳細は給付要綱または申請要領をご確認ください。

Q6 「7～9月分」とは、いつからいつまでに使用した電力を指しますか？

A. 電力会社等が発行する検針票や請求明細書等に記載されている期間が、「7月分」「8月分」「9月分」のものです。検針票等に「○月分」と記載がない場合は、期間の初日の属する月で判断します。（例）7/20～8/19の使用分=7月分

【支援金対象外となる事業者（例）】詳細は給付要綱または申請要領をご確認ください。

大企業（みなし大企業を含む）/ 国および地方公共団体の施設を管理・運営する者 / 法人税法に規定する公共法人 / 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者 / 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者 / 暴力団または暴力団員が役員としてまたは実質的に経営に関与している事業者 / 特別高圧電力の電気料金の負担軽減を目的に滋賀県が実施する他の支援制度で給付を受ける者 など

この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

お問い合わせ

滋賀県特別高圧電力・工業用LPガス料金負担軽減支援事業事務局

☎ 050-1754-8325

※令和8年10月5日(月)から開設予定

受付時間平日 09:30～17:00（土日祝は除く）

E-mail shiga-tokubetsukouatsu-lpgas@jimukyoku-public.jp